

(参考)

## いばらき障害者生活サポート協会 支部活動助成金

いばらき障害者生活サポート協会では、会員相互の交流促進や、地域における障害者福祉の向上を図るため、支部における各種活動に係る経費の一部を助成します。

### 【助成対象者】

いばらき障害者生活サポート協会に登録した支部（支部内の施設や事業所、家族会などが実施する場合を含みます。その場合は、支部として申請して下さい。）

### 【助成対象事業】

(1) 会員等相互の交流を促進する事業（会員等を含む参加者が5人以上の場合に限る。以下同じ。）

会員やその家族などによる交流会、レクリエーション活動、親睦活動など

(2) 会員等の生活の安定に資する事業

会員やその家族などを対象とする相談会、各種制度説明会など

(3) 会員等の福祉の向上に資する事業

会員やその家族などを対象とする研修会、講演会など

(4) 地域における障害者の福祉の向上に資する事業

会員やその家族などと地域のボランティア等との交流会、意見交換会など

\* ただし、次の事業は助成対象から除きます。

- ・ 支部及び支部内の団体等（施設や事業所、家族会など）の会議（総会、理事会、役員会など）  
ただし、会議終了後に行う交流会や研修会などは、助成対象となります。
- ・ 施設・事業所等が障害福祉サービスとして実施する事業
- ・ 国、県又は市町村の補助金等の交付を受けて実施する事業

### 【助成額】

上記の事業の実施に要する経費（会場使用料、講師謝金、茶菓代、弁当・食事代、食材・機材等の購入費など）を助成対象とします。ただし、各支部につき1年度当たり次の区分に掲げる額を限度とします。

| 区 分              | 助成限度額   |
|------------------|---------|
| 会員数19人以下の支部      | 10,000円 |
| 会員数20人以上49人までの支部 | 20,000円 |
| 会員数50人以上の支部      | 30,000円 |

### 【助成の手続き・条件】

(1) 助成金の申請については、毎年度、協会のホームページなどのご案内します。

なお、各年度、予算の範囲内での助成となります。

(2) 助成対象事業以外に助成金を使用するなど、不適切な使用が認められた場合には、助成金を返還して頂くことがあります。

(3) 助成対象事業を実施する際には、生活サポート総合補償制度のPRなど協会への加入促進の取り組みをお願いします。

### 問合せ先

いばらき障害者生活サポート協会

〒310-0851 水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウエルビーイング 福祉会館1階

TEL 029-244-9701 Fax 029-243-4429 URL <http://www.hariness.jp/support/top.html>